措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担当	商工観光部

指摘事項	措 置 状 況
Ⅱ. 補助金について (7) シルバー人材センター運営費補助金 シルバー人材センターの運営費に対する補助金について、その支給を決定するにあたって、年度の一般会計収支計算書及び支出財源内訳書等を入手し、補助対象の要否を検討しているが、貸借対照表を入手していない。補助金額を決定するうえで直接には貸借対照表は必要ではないが、補助金支給先の財政状態が妥当であるかを検討することは重要であり、貸借対照表と当であるかを検討することは重要であり、貸借対照表と当であるかを検討することは重要であり、貸借対照表を入手する必要があると思われる。	
	(公表日 平成19年10月23日)
▼ . 社団法人 岐阜市シルバー人材センターについて (1) 物品の管理について 財務規程によれば、物品管理責任者は、備品台帳を備え、毎事業年度1回以上台帳と現物照合しないればならないとなっている。しかし、備品台帳への記帳は平成14年2月26日購入分が最後でそれ以降は記帳されておらず、また現物との照合も行われていない。 物品の管理を適正に行うために、物品の異動の都度、備品台帳への記帳を正しく行い、毎事業年度1回以上備品台帳と現物照合を行うべきである。	
	(公表日 平成21年4月23日)
(2) リース台帳の作成について 現在、岐阜市シルバー人材センターでは複写機を リースにより賃借しているが、リース台帳は作成 していない。リースにより賃借している固定資産 についても、自社所有の固定資産同様に物品管理 する必要があるため、リース資産台帳を作成し、 現物との照合を行う必要がある。	
	(公表日 平成20年10月22日)
(5) 未収金について 一般会計の未収金の内には、回収が滞留している ものが平成11年度2件12,000円、平成14年度1件 37,500円、平成15年度4件289,518円含まれてい る。 行方不明等回収可能性のないものについては、貸 倒処理の必要があるが財務規程にはその規程がな い。不納欠損処理規程を作成し、回収可能性のないものについては、ぐ いものについては、欠損処理をすべきである。	
	(公表日 平成22年5月31日)

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担当	商工観光部

指 摘 事 項	措置状況
(6) 減価償却引当預金について 「引当金規程」第2条によれば、減価償却分相当額を減価償却引当預金として引当てることになっている。しかし、減価償却引当預金の取崩方法に関する規定がないため、減価償却資産を除却しても減減価償却引当預金の取崩を行っていない。従って、減減価償却累計額と減価償却引当預金とが乖離即で減価償却分相当額を繰入れずに調整している。減価償却分相当額を繰入れずに調整している。減価償却分相当額を繰入れずに調整している。減価償却引出預金の取崩方法の規定を整備する必要がある。	
	(公表日 平成19年10月23日)
(7)特定預金について (ア)規程の整備について 特定預金の積立基準は規定しているが、取崩方法 に関しては何も触れていない。また、30周年事 業積立預金や施設設備準備積立預金にのいての起 であるから、その 取扱いに関しては明確に規定する必要がある。 特定預金の運用方法については、第3条で「その 機関への預金その他最も確実かつ有利な方法に り保管しなければならない。」と定めているが、 運用にはリスクが伴う場合があるので、権限や実 績報告等を具体的に取り決めることが望まれる。	
	(公表日 平成19年10月23日)
(イ)特定預金の管理について 特定預金は、銀行等の定期預金と証券会社の公社 債投資信託で運用されているが、貸借対照表の各 特定預金科目と紐付きになっておらず、流動資産 の定期預金や有価証券と一緒に全体として運用し ている。従って、例えば一般会計の減崩したりよ 預金を取り崩す場合、どの口座を取り崩し いのか明確ではない。特定預金の性格を考慮すれ ば、特定預金科目と特定預金とは、紐付きになっ ているのが望ましい。	
	(公表日 平成19年10月23日)